

規制の事前評価書

評価実施日：平成24年11月2日

政策	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令案																						
担当課	総合政策局海洋政策課	担当課長名	大石英一郎																				
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容 船舶からの船員の日常生活及び通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出基準の改正 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第4条及び第4条の2)</p> <p>② 規制の目的 1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書V(船舶からの廃物による汚染の防止のための規則)の改正に対応するもの。</p> <p>③ 規制の目的に係る目標 a 関連する政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 b 関連する施策目標 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する c 関連する業績指標 16 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数 d 業績指標の目標値及び目標年度 0件(平成19年度以降毎年度) e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 なし</p> <p>④ 規制の内容 【規制の拡充】 船員の日常生活及び船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出基準が強化されたことにより以下の通り基準を改正する。 ・食物くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器等排出可能→食物くずのみ排出可能 ・熱しやく減量15%以下のもの(焼却炉灰)及び無機性のもの→排出禁止 ・動物性及び植物性のものが排出可能→動物性のもののみ排出可能 ・新設→貨物残渣の排出基準の追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物</th> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>一般海域</th> <th>特別海域</th> <th>一般海域</th> <th>特別海域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食物くず</td> <td>・粉砕して排出する場合→3海里 ・そのまま排出する場合→12海里</td> <td>・粉砕して排出する場合→3海里 (拡大カリブ海域に限る) ・そのまま排出する場合→12海里</td> <td>・粉砕して排出する場合→3海里 ・そのまま排出する場合→12海里</td> <td>・粉砕して排出する場合(下記を除く)→12海里 ・粉砕及び不活化して排出する場合→12海里(南極海域において鶏・鶏類製品の排出に限る)</td> </tr> <tr> <td>その他の廃棄物(プラスチック)</td> <td>粉砕して排出する場合→3海里</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				廃棄物	改正前		改正後		一般海域	特別海域	一般海域	特別海域	食物くず	・粉砕して排出する場合→3海里 ・そのまま排出する場合→12海里	・粉砕して排出する場合→3海里 (拡大カリブ海域に限る) ・そのまま排出する場合→12海里	・粉砕して排出する場合→3海里 ・そのまま排出する場合→12海里	・粉砕して排出する場合(下記を除く)→12海里 ・粉砕及び不活化して排出する場合→12海里(南極海域において鶏・鶏類製品の排出に限る)	その他の廃棄物(プラスチック)	粉砕して排出する場合→3海里			
廃棄物	改正前		改正後																				
	一般海域	特別海域	一般海域	特別海域																			
食物くず	・粉砕して排出する場合→3海里 ・そのまま排出する場合→12海里	・粉砕して排出する場合→3海里 (拡大カリブ海域に限る) ・そのまま排出する場合→12海里	・粉砕して排出する場合→3海里 ・そのまま排出する場合→12海里	・粉砕して排出する場合(下記を除く)→12海里 ・粉砕及び不活化して排出する場合→12海里(南極海域において鶏・鶏類製品の排出に限る)																			
その他の廃棄物(プラスチック)	粉砕して排出する場合→3海里																						

	改正前		改正後	
	一般海域	特別海域	廃棄物	一般海域
焼却灰及び無機性のもの	粉末のまま排出しない 場合→50 海里以遠			
動植物性のもの	航行中に排出する場合 →50 海里以遠(植物性のものに 限る。) 排出制限なし→12 海里 以遠(動物性のものに 限る。)		分割及び沈降処理した 場合→100 海里 以遠(動物性のものに 限る。)	
貨物残渣(環境有害物質を含まないものに 限る)			航行中に排出する場合 →12 海里	航行中に排出する場合 →12 海里 (洗浄水中に含まれる貨物残渣 に限る)
洗浄水(環境有害物質を含まないものに 限る)			航行中に排出する場合 →すべての海域	航行中に排出する場合 →すべての海域(甲板及び船体外表面の 洗浄水中に含まれるものに 限る) 航行中に排出する場合 →12 海里 (貨物艙の洗浄水中に含まれる ものに限る)
ツク類を除く)	そのまま排出する場合 →12 海里			
	<p>⑤ 規制の必要性</p> <ol style="list-style-type: none"> 船舶の航行において、船舶から廃棄物を海洋投棄する行為に対して適切な規制が設けられないことは廃棄物による海洋汚染につながる。(=目標と現実のギャップ) そのため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」において、原則船舶から廃棄物を海洋投棄することは禁止しており、海洋環境に影響を及ぼすおそれがないと評価されたものは、排出海域等の基準に従い海洋投棄が一部認められているところではあるが、海洋環境の推移により当該評価は適切なものとなるよう検討する必要がある。(=原因分析) このため、関連する国際条約の動向に注視し、国際会議で議論、採択された当該評価に基づき、我が国においても同様な規制となるよう対応していかななければならない。(=課題の特定) 海防法施行令第4条及び第4条の2について、④の基準改正に沿った所要の改正を行う。(=規制の具体的内容) 			
想定される代替案	規制の内容については、我が国において独自に条約と異なるものを設けることはできないため、代替案はなしとする。			
規制の費用	<p>当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <p>それまで排出できていたものができなくなることから、それらの陸上処分のための費用が必要となり、新たな遵守費用として生じる。</p>			

	<p>b 行政費用 当該改正は、新たな規制の追加ではなく、取締機関においても通常業務の範疇で取締を行うものであるため、特段行政費用は発生しない。</p> <p>c その他の社会的費用 なし</p>
規制の便益	<p>当該規制案における便益の要素 国際基準に則った基準を我が国の船舶が遵守することにより、海洋汚染が防止されると共に、条約違反を回避し、諸外国周辺の海域において船舶の運航が阻害されるおそれなくなり、その場合の経済的損失を回避することができる。</p>
規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)	<p>一部の廃棄物の陸上処分費用と運航を阻害されたときの経済的損失を比較すると、前者の負担は大きなものとはならないと考えられる。 また、国際条約不履行による我が国の海事分野におけるプレゼンスの低下は、将来にわたって海事産業の国際競争力の低下を招くおそれがある。 したがって、規制による便益は規制による費用を大きく上回ると言える。</p>
有識者の見解、 その他関連事項	なし
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	<p>船舶による海洋汚染の防止のための規制については、国際会議で議論され条約として反映されるものであり、措置後の効果について我が国のみで検証することは不可能であるため、国際的動向を踏まえて必要に応じて検討を行う。</p>
その他 (規制の有効性等)	<p>国際条約の内容を我が国の国内法令たる海洋汚染等防止法施行令において担保することにより、海洋汚染の防止のための規制が講じられることから、当該規制は有効である。</p>